手形法 小切手法 期末試験

〔第1問〕(配点:5点)

手形・小切手の機能と利用実態に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 小切手は、信用の手段として用いられる。
- イ)日本では、2026年を目標として、手形・小切手を全面的に電子化するための取組みが行われている。
- ウ)日本の国内取引では、代金の支払のために、約束手形よりも為替手形の方が金額および枚数の点で多く用いられる。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕(配点:5点)

手形・小切手と銀行取引に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 手形交換所での手形の呈示は、支払のための呈示としての効力を有する。
- イ) ある振出人について不渡が一度でも生じれば、その者について取引停止処分が行われる。
- ウ)銀行が手形を満期前に買い取る取引を、手形貸付という。
- 1. P 2. A 3. D 4. PA 5. AD 6. PD

[第3問](配点:5点)

約束手形の振出に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 手形の所持人が支払呈示期間内に適法な支払呈示を行わない場合にも、振出人の支 払義務は消滅しない。
- イ) 振出人が手形の支払を行うことによって、手形上の権利関係は最終的に消滅する。
- ウ) 支払のために手形が振り出された場合、原因関係は消滅する。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕(配点:5点)

約束手形の手形要件に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、金額欄に文字で「金壱百円也」と記載され、その右上段に数字で「¥1,000,000-」と記載され、金額 100 万円の手形の印紙税額分の収入印紙が貼付された手形の手形金額は、100 万円である。
- イ) 手形に記載される振出日は、実際に当該手形が振り出された日と一致する必要はない。
- ウ) 手形金額を「100万円または50万円」とする手形は無効である。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第5問](配点:5点)

約束手形の署名に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア)判例によれば、P 合資会社の代表社員 A が手形の振出人欄に「P 合資会社 A」と記し A の印を押捺した場合、この手形の所持人は、P 合資会社と A 個人のいずれに対しても手形金の請求をすることができる。
- イ) 通説によれば、A が、実在する他人 B の名称を用いて振出人としての署名をした場合、振出人としての責任を負うのは A である。
- ウ) 当座勘定取引契約上、裏書のための記名捺印の際には銀行届出印を用いなければならず、そうでない手形について銀行は支払をしない。
- 1. P 2. A 3. D 4. PA 5. AD 6. PD

〔第6問〕(配点:5点)

約束手形の裏書に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) A が振り出した手形を受取人 B が C に裏書譲渡し、これを C が D に裏書譲渡した場合、B は、C に対しては担保責任を負うが、D に対しては担保責任を負わない。
- イ) 通説によれば、裏書の連続がない手形について所持人が権利行使をするためには、 裏書の不連続の部分についてだけではなく、受取人から所持人に至る全部の権利移 転の事実を証明しなければならない。
- ウ) 判例によれば、裏書欄の記載事項のうち被裏書人の記載のみが抹消された場合、裏書の連続との関係では、当該裏書は白地式裏書となる。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第7問](配点:5点)

次のア)からウ)までの各約束手形のうち、裏書の連続があり、所持人が権利者と推定されるものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。

- ア) 受取人が「白井一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人白井一郎」の裏書人署名がされ被裏書人の記載がない手形(その他の裏書欄には記載がない)を、黒川二郎が所持する場合
- イ) 受取人が「雪野一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人月山二郎・被裏書人花井 三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされ、第二裏書欄に「裏書人花井三郎」の 裏書人署名がされ被裏書人の記載がない手形(その他の裏書欄には記載がない)を、 星見四郎が所持する場合
- ウ) 受取人が「宮島一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人宮島一郎・被裏書人橋立 二郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされ、第二裏書欄に「裏書人橋立二郎・被 裏書人松島三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされているが、第二裏書欄全体 が抹消された手形(その他の裏書欄には記載がない)を、橋立二郎が所持する場合
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第8問] (配点:5点)

約束手形の支払および遡求に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、支払場所の記載のある手形については、支払呈示期間経過後においても、支払場所で支払呈示をしなければならない。
- イ)手形法 40 条 3 項は、「満期ニ於テ支払ヲ為ス者ハ悪意又ハ重大ナル過失ナキ限リ其 ノ責ヲ免ル此ノ者ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査ス ル義務ナシ」と定め、同条は手形法 77 条 1 項 3 号により約束手形に準用される。手 形法 40 条 3 項にいう「悪意又ハ重大ナル過失」とは、判例・通説によれば、所持人 の無権利についての悪意・重過失ではなく、所持人の無権利を証明する証拠方法に ついての悪意・重過失である。
- ウ) 手形が支払呈示されることで手形債務ははじめて履行遅滞に陥るが、支払呈示がされなくとも所持人は裏書人に対して遡求することができる。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第9問] (配点:5点)

約束手形の善意取得に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア)通説によれば、未成年者である A が法定代理人の同意を得ずに手形を B に裏書譲渡した後で、A が B への裏書を取り消した場合、B は手形の善意取得を主張することができない。
- イ)通説によれば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする手形を振り出したが、振出の原因関係である AB 間の売買契約が公序良俗に反して無効である場合、B はその手形を善意取得する可能性がある。
- ウ)A が手形を債権譲渡の方法によって B に譲渡した場合、B はその手形を善意取得する可能性がある。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第10問](配点:5点)

手形法 17条は「為替手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と定め、同条は手形法 77条 1 項 1 号により約束手形に準用される。次のア)からウ)までの各事例のうち、手形法 17条・77条 1 項 1 号により振出人が所持人に対して抗弁を対抗することができない事例だけをすべて挙げたものを、後記 1 から 6 までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、いずれの事例も、手形法 17条但書には該当しないものとする。

- ア)A(振出人)は売買代金の支払のためにBを受取人とする約束手形を振り出した。Bは同手形をC(所持人)に裏書譲渡した。その後、Aの手形債務が時効によって消滅した。
- イ)A(振出人)は売買代金の支払のためにBを受取人とする約束手形を振り出した(Bはその後同手形を譲渡していない)。Bが同手形の支払をAに求めたところ、Aは、手形金債務と、AがBに対して有する別の債権とを相殺すると主張した。
- ウ)A(振出人)は売買代金の支払のためにBを受取人とする約束手形を振り出した。Bは同手形をC(所持人)に裏書譲渡した。Aは、振出の原因関係であるBとの間の売買契約を解除した。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第11問](配点:5点)

第10間に挙げた手形法 17条・77条1項1号に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出し、 B がこの手形を C に裏書譲渡したが、その後 A が詐欺を理由にこの手形の振出の原 因となった売買契約についての意思表示を取り消し、C は裏書譲渡の時点で当該詐欺 の事実を知っていたという事案で、C は手形法 17 条但書にいう「其ノ債務者ヲ害ス ルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」ものにあたる。
- イ)判例によれば、A が B に金融を受けさせるために振り出した約束手形(融通手形)を C が B から裏書により取得した場合、A は、C が当該手形を融通手形であると知って取得したのであれば、これを理由に C に対する当該手形の支払を拒絶することができる。
- ウ)判例によれば、A が B を受取人とする約束手形を振り出し、B が当該手形を C に裏書譲渡した後で、振出の原因関係である AB 間の売買契約と、裏書の原因関係である BC 間の売買契約が、いずれも合意解除され、各売買契約に関する原状回復も済んでいる場合、それにもかかわらず C が当該手形を B に返還せず、A に対して支払を請求しても、A は、B との間の原因関係が消滅した旨の抗弁を、C に対しても主張することができる。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第12問](配点:5点)

約束手形の特殊の裏書に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) A が振り出した手形を受取人 B が C に裏書譲渡し、C がその手形を D に裏書譲渡し、D がその手形を B に裏書譲渡し、B がその手形を E に裏書譲渡した場合、D から B への裏書は戻裏書であるため、E は C および D に遡求することができない。
- イ) 支払呈示期間経過後に手形に裏書をする場合にも、これによって手形上の権利は被 裏書人に移転する。
- ウ) A が振り出した手形を受取人 B が C に裏書する際に「取立のため」という文言を付した場合、C はその手形を譲渡することはできない。
- 1. P 2. A 3. D 4. PA 5. AD 6. PD

〔第13問〕(配点:5点)

民法のルールの手形行為への適用に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正 しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェック せよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア)A が約束手形を振り出し、未成年者である受取人 B が法定代理人の同意を得ずに当該手形を C に裏書譲渡し、C がこれを D に裏書譲渡した後で、B が裏書を取り消した場合、D が当該手形を善意取得することはない。
- イ)未成年者である A が法定代理人の同意を得ずに約束手形を振り出し、受取人 B が当該手形を C に裏書譲渡した後で、A が振出を取り消した場合、C は、A に手形の支払を請求することはできないが、B に遡求することができる。
- ウ)判例によれば、約束手形の振出が強迫によるものである場合、そのことは物的抗弁 である。
- 1. P 2. A 3. D 4. PA 5. AD 6. PD

[第14問](配点:5点)

代理人による手形行為に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア)P 株式会社代表取締役 A が P を代表して約束手形を振り出す場合、「P 株式会社」とだけ記すことで有効な署名になる。
- イ) 判例によれば、約束手形が代理人によりその権限を踰越して振り出された場合、受取人が代理人に振出の権限があると信ずべき正当な理由がなくとも、その後の手形所持人がそのような正当な理由を有していれば、振出人は民法 110 条によって同所持人に対して手形上の責任を負う。
- ウ) 判例によれば、約束手形の振出について表見代理が成立する場合であっても、手形 の所持人は、無権代理人に対して手形法8条の責任を追及することができる。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第15問](配点:5点)

約束手形の偽造および変造に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 振出署名が偽造の署名であったとしても、そのために裏書人の債務が無効になるも のではない。
- イ) 判例によれば、偽造の場合に民法 110 条の適用または類推適用によって被偽造者が 手形上の債務を負うことはない。
- ウ)判例によれば、受取人欄の記載が変造された場合、手形面上は原文言の記載が依然として現実に残存しているものとみなされるため、変造前の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の記載があるときは、同所持人は適法な所持人と推定される。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第16問] (配点:5点)

白地手形に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、A が白地部分のある手形を作成してこれに振出署名し、白地部分は A 自らが補充する旨を告げて B に交付したが、同手形が流通し、その途上で白地部分が補充された場合、A は、悪意重過失なく手形を取得した所持人に対しては、手形法 10 条・77 条 2 項の法意に照らして、補充された文言に従って手形上の責任を負う。
- イ) 判例によれば、白地手形の白地部分を補充せずに支払呈示期間内に支払呈示をした場合、支払呈示期間経過後に白地部分を補充しても、支払呈示が遡って有効になるわけではない。
- ウ) 判例によれば、白地手形の不当補充に関する手形法 10 条・77 条 2 項は、補充権に関する合意と異なる補充がされた手形を悪意・重過失なく取得した所持人について適用される規定であって、悪意・重過失なく白地手形を取得したうえ、そのような合意と異なる補充を自らした所持人については適用されない。
- 1. P 2. A 3. D 4. PA 5. AD 6. PD

[第17問] (配点:5点)

時効と利得償還請求権に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、約束手形の振出人の支払義務について消滅時効が完成した場合も、 そのことによって裏書人の担保責任が消滅するわけではない。
- イ) 判例によれば、約束手形が満期およびその他の手形要件を白地として振り出された場合であっても、その後満期が補充されたときは、同手形は満期の記載された手形となるから、同手形のその他の手形要件の白地補充権は、手形上の権利と別個独立に時効によって消滅することはなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行使することができる。
- ウ) 判例によれば、A の B に対する消費貸借上の債務の支払のために約束手形が振り出されたが、当該手形上の債権が時効によって消滅し、その後消費貸借上の債務も時効によって消滅した場合、B は A に対して利得償還請求をすることができない。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[第18問] (配点:5点)

約束手形の喪失に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア)手形を喪失した者は、自己が手形上の権利を有していることを手形以外の手段で証明すれば、振出人に対してその権利を行使することができる。
- イ) 判例によれば、喪失した白地手形について除権決定がされた場合、その白地手形の 権利者は、振出人に対して手形の再発行を請求することはできず、手形外で白地を 補充する旨の意思表示をしても、これにより白地補充の効力を生じたものとすること はできない。
- ウ)判例によれば、喪失した手形について裁判所が除権決定をした後は、除権決定より も前に当該手形を善意取得した者も、当該手形に表章された手形上の権利を失う。
- 1. P 2. A 3. D 4. PA 5. AD 6. PD

[第19問](配点:5点)

小切手に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 小切手は、一覧払または確定日払としてこれを振り出すことができる。
- イ) 小切手の支払人は引受をすることができ、引受をすれば小切手について支払をなす 義務を負う。
- ウ) 一般線引小切手は、支払人において、銀行に対し、または、支払人の取引先に対し てのみ、これを支払うことができる。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕(配点:5点)

電子記録債権に関連する次のア)からウ)までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア)イ)ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 電子記録債権の原因関係上の抗弁は、人的抗弁である。
- イ) 電子記録債権の譲渡は意思表示によって効力を生じ、譲渡記録がその対抗要件である。
- ウ) 電子記録債権の譲渡記録には、担保的効力は認められない。
- 1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

 [第1問] 2
 [第2問] 1
 [第3問] 4
 [第4問] 5
 [第5問] 4

 [第6問] 3
 [第7問] 6
 [第8問] 2
 [第9問] 1
 [第10問] 3

 [第11問] 6
 [第12問] 5
 [第13問] 2
 [第14問] 3
 [第15問] 1

 [第16問] 4
 [第17問] 5
 [第18問] 2
 [第19問] 3
 [第20問] 6